

国外における原子力関係事象への対応に関する関係府省連絡会議の開催について

〔 令和8年6月4日 〕
〔 関係府省申合せ 〕

1. 国外における原子力関係事象に際し、放射能測定分析の充実、人体に対する影響に関する研究の強化、広報、勧告、指導その他放射能対策に係る諸問題について、関係機関の相互の連絡、調整を緊密に行うため、国外における原子力関係事象への対応に関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）
副議長 内閣官房副長官補（外政担当）
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
原子力規制庁長官
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府政策統括官（防災担当）
内閣府政策統括官（原子力防災担当）
内閣府食品安全委員会事務局長
警察庁警備局長
消費者庁次長
総務省大臣官房審議官（国際戦略局担当）
消防庁次長
外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長
文部科学省研究開発局長
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省農林水産技術会議事務局長
水産庁次長
資源エネルギー庁次長
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
気象庁気象防災監
海上保安庁海上保安監
環境省水・大気環境局長
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
防衛装備庁防衛技監

3. 連絡会議の下に、国外における原子力関係事象への対応に関する関係府省連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定した官職にある者とする。
4. 連絡会議及び幹事会の庶務は、原子力規制庁その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。